

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 57(オ)539	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡等、中間確認	原審事件番号	昭和 53(ネ)1882
裁判年月日	昭和 57 年 12 月 2 日	原審裁判年月日	昭和 57 年 2 月 26 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 137 号 573 頁		

判示事項	土地明渡訴訟における境界の確定を求める中間確認の訴えの適否
裁判要旨	境界の確定を求める訴えは、所有権に基づく土地明渡訴訟の中間確認の訴えとしては不適法である。

全文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人前原仁幸、同京兼幸子の上告理由第一点ないし第四点について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決の不当をいうものにすぎず、採用することができない。 同第五点について <u>上告人は原審において原判示(1)の土地と同(2)の土地の境界の確定を求める旨の中間確認の訴えを提起したが、境界の確定は、係争土地部分の所有権の確認と異なり、土地所有権に基づく土地明渡訴訟の先決関係に立つ法律関係にあたるものと解することはできないから、本件中間確認の訴えは、不適法として却下すべきものである。これと同趣旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するか、又は判決に影響のない点をとらえて原判決の不当をいうものにすぎず、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎万里 裁判官 中村治朗 裁判官 谷口正孝 裁判官 和田誠一)

※参考：判例タイムズ 486 号 71 頁、判例時報 1065 号 139 頁、金融商事判例 666 号 26 頁